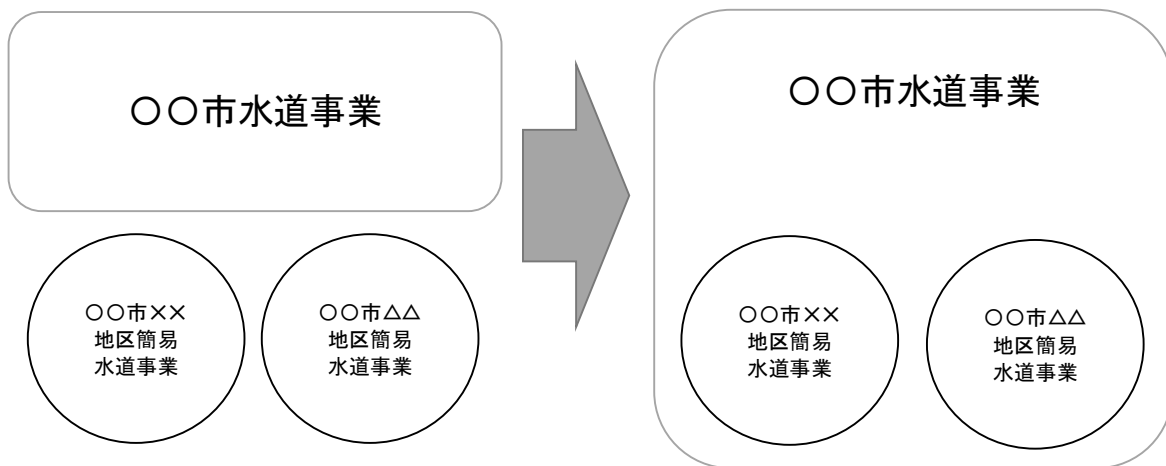


# 上下水道事業「民営化」の動きが強まる！

## 1. 自治労連公営企業評議会の運動

国は水道事業の「基盤強化」のために広域化と官民連携を推進するとし、水道法を改正しました。下水道法も同様の改正をすでに行っており、「新下水道ビジョン加速戦略」により広域化と民間開放を推進しようとしています。

全国の上下水道事業は、市町村合併による広域化、簡易水道事業の水道事業への統合などにより「広域化」は行われてきました。しかし、広域化によりかえって疲弊しているのが現状です。



図：事業統合のイメージ（三つのお財布が一つに統合）

市町村合併による広域化についてはイメージが湧くと思いますが、簡易水道事業の水道事業への統合はどうでしょう？

イメージ的には上図のようになります。もともと水道事業を導入しにくい山間部などの地域で、限られた数の住民に水道水を供給するのが簡易水道事業です。もちろん、規模は小さいものです（給水人口101人以上5000人以下）。高度経済成長期に、国庫補助で事業を起こし、安価な料金で運営できていた簡易水道ですが、維持管理費用がかさみだし、給水単価が上昇したタイミングで、広域化の方針にともない市や町の水道事業に統合されていきました。引き受けた市や町の水道事業体は、採算性のよくない簡易水道事業を引き受けた訳ですから、かえって疲弊するのは当然です。

また、時をほぼ同じくして、**公務員の人員削減**も行われ始めました。平成一桁代の後半頃から**総務省（当時は自治省）**の地方公共団体の職員削減圧力（自治体リストラ）が高まり、都道府県職員や市町村職員の一律削減の流れが加速しました。地方自治体のようなセクションであれ、人員削減が求められた訳です。人員削減にともない、地方交付税交付金の削減も行われ、財政的な支えも同時に失うことから、各自治体は人員削減の流れに従うほかはなかったのです。独立採算が謳われている水道事業も市長部局同様の人員削減が求められ、施設の老朽化対策や水道水質基準の強化などの手間が増える状況のなかで人員削減が断行されました。（これじゃ水道は持たない！！）

このような流れのなか、新規職員の採用は抑制され、新たに技術継承の問題が浮上してきました。水道事業に限ったことでなく、どんな事業でもそれを継続するためには一定以上の技術力を次世代に継承していく必要があります。人員削減により多忙化した水道の職場では、いちばん重要なOJTに時間や人員を割くことができなくなり、徐々に技術を失っていったというのが実情でしょう。

ここで、特効薬のようにいわれて登場したのが官民連携（コンセッション方式）です。PFI（プライベートファイナンスイニシアチブ）により小さな政府を目指したイギリスで行政改革が成功したのを手本に平成10年以降、各自治体でPFI手法を取り入れた事業が導入されました（独立行政法人化などもこの時期に行われ始めた）。さらに、現在ではPPP・PFI推進アクションプログラムという政策を推し進め（PPPはパブリックプライベートパートナーシップ）、公共事業の民間参入を加速させているところです。高速道路や空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などの所有権を公的機関に残したまま民間事業者が運営を行うのがいわゆるコンセッション方式で、まずはこのPPP・PFI関係の法律ができ、それに合致するように水道法改正が行われました。国（厚生労働省）は、コンセッションを採用するかどうかは各事業者（自治体）が決めること、と答弁しています。しかし、その方向に誘導するよう、自治体が行う調査費などには全額補助するという入れ込みようです。

ここで問題となったのは、調査を請け負う民間企業の職員が内閣府に派遣されていたという事実です。このことが問題となりましたが、改正水道法は与党の強行採決により成立しました。

厚労省は「基盤強化」、内閣府は「官民連携推進」でタッグを組んだと考えられます。コンセッションなどにより、苦しくなった事業の継続を図る、水道事業のノウハウを民間企業に吸収させて輸出産業にするというのが国の狙いといえます。

## 2. 海外では再公営化の流れが加速

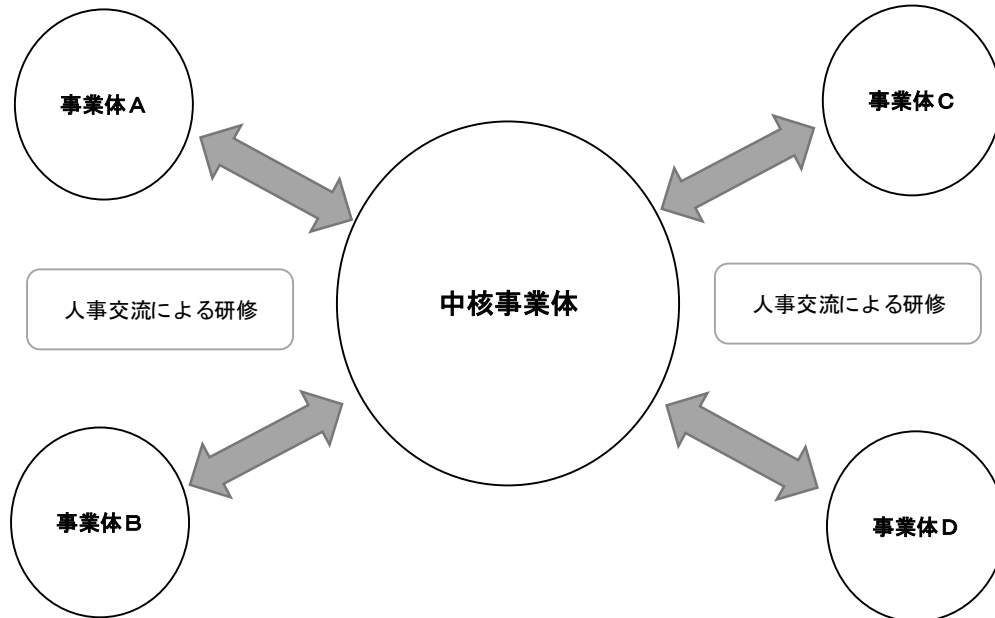
新聞報道などでご存知の方も多いかと思いますが、イギリスやフランス、ドイツといった国々では、30年ほど前から水道民営化が行われてきました。有名なのはパリ水道で、料金が4倍ほどに高騰し、再公営化に踏み切りました。再公営化したパリ水道では、公社を作り、再公営化を図りました。パリでは、老朽化した施設の更新などを行ったうえで（老朽化した施設を民間会社は放置し、漏水率も上昇していた）、料金を8%程度値下げすることにも成功したとのこと。このように、いったんは民営化した水道事業を再公営化した例はかなりの数にのぼり（250以上）、世界的な潮流は再公営化といえます。

## 3. 自治労連公営企業評議会の運動

国内の水道事業者では、静岡県浜松市（水道）、宮城県（水道・下水道）をはじめとする様々な事業者がPPP・PFIを導入しようとしています。（浜松ではコンセッション反対の住民運動により一時凍結されましたが、宮城では首長の意向が強く実施の方向で

話が進んでいる。浜松の下水道偉業ではすでにPPPを導入済み。)

そのような流れに対して、自治労連公企評では、省庁交渉をはじめとする活動の中で、中核事業体の育成を中心として、その周辺の小規模事業体を補助する「公公連携」を提案し、自治体による住民のための水道事業の継続を訴えています。



図：人事交流（業務研修）による人材育成のイメージ

国は、広域化において「大きな事業体が男気を見せて、周辺の小さな事業体を事業統合によって面倒をみていく」というようなことを言っていますが、そもそも料金体系が違う事業体同士の経営統合にはかなりの困難が伴います（水道料金の安い自治体が料金の高い自治体と事業統合し料金の統一を図れば料金値上げにつながるのは自明！）。

自治労連公企評では、経営統合による存続ではなく、中核となる事業体による人材育成によって、技術継承の問題をクリアし、自治体ごとに持続可能な水道事業を目指して活動しています。

そもそも水道事業は、憲法で保障している「生存権」を住民に対して担保するものであり、その点からも**公が住民に対して果たすべき義務**といえます。また、公衆衛生を良好に保つための上下水道と考えれば、その事業を民間事業者が事業運営を行い、**利潤追求のための仕事**とすることに強い違和感を覚えます。

ここ数年、地震や水害などの災害が多くなっていると感じます。災害によって被災した水道事業体が民営だった場合、公営の事業体が復旧応援を行うにはどうしたら良いのでしょうか？ その逆もしかりです。今までは、近隣の自治体同士で「困ったときはお互い様」の関係で給水応援（給水車の出動）や復旧作業の応援を行ってきました。民間事業者はそのようなことを行えるのでしょうか？ 甚だ疑問に感じます。そのような場合、高い料金を請求すれば良いのでしょうか？ 水道事業をはじめとする公の仕事を民営化することによって、さまざまな問題が生じるはずで

自治労連公企評では、公営企業（水道、電気、ガス、交通など）が住民に対して行う事業とはそもそも何なのか？ という命題に正面から取り組み、住民とともに運動を進めて

いくというスタンスで各種活動に取り組んでいます。今、水道法改正や、水道民営化といった言葉が各種マスコミを賑わせていますが、水道事業体で働いている公務員にとっては平成に入ってから始まった自治体リストラに対して、ずっと戦っている印象です。

職員の削減に始まり、仕事の民間開放（業務委託の拡大）、そして今はコンセッションです。私の印象では、アルファベットやカタカナ言葉で言葉巧みに、バラ色の未来だけ喧伝し、現場の実情を知らない官僚が作った法律のように思えてなりません。水道事業はインフラを伴う住民の財産と言えます。生存権を保証する仕事のひとつであると考えるのであれば、国や自治体が今後も責任をもって事業を継続するべきと考えます。

2019年1月13日に浜松市で行われた「1. 13命の水を守る全国のつどい・浜松」では、1000人近い参加者で会場があふれかえりました。自治労連公企評も、公務労働者の**職場と住民の水**を守るという観点から、50人以上が参加しました。

これを受け、市長はコンセッション方式導入を一時凍結しましたが、まだまだ流動的な状況です。コンセッションが切り札のように喧伝している勢力もありますが、事業の存続に困っているような小さな事業体が導入しようとしても引き受ける企業はありません。企業の狙いは、もっと稼げそうな優良な事業体です。これでは、法改正の目的である「**基盤強化**」には繋がりません（**本当に困っている弱小事業体は置き去りにされる！！**）。自分の町の水道をどうするかは住民自身が考えて決めるべきです。民営化先進国で起こっている再公営化は簡単なことではありません。一度捨てたノウハウを再度構築するのは相当困難な事業です。同じ轍を踏まないために、コンセッション方式の安易な導入は行うべきではありません。